

指定運航管理者養成施設 技能審查員認定試驗實施基準

航空局安全部安全政策課

第1章 総則

- 1-1 航空従事者試験官（以下「試験官」という。）が、航空法第78条第4項において準用する同法第29条第4項の規定による運航管理者の養成施設の航空法施行規則第50条の4第5号の規定に基づく技能審査員の認定試験（以下「認定試験」という。）を行う場合はこの基準によるものとする。ただし、この基準により難いやむを得ない事由のため、航空局安全部安全政策課長の承認を受けた場合はこの限りではない。
- 1-2 試験官は、認定試験に先立ち、認定を受けようとする者（以下「認定試験受験者」という。）に運航管理者技能検定合格証明書の提示を求め、有効性を確認するものとする。
- 1-3 認定試験は、口述試験及び実技試験とする。

第2章 口述試験

- 2-1 口述試験の科目、実施要領及び判定基準は別表のとおりとする。
- 2-2 口述試験において認定試験受験者が次の各号の一に該当するときは認定試験を停止するものとする。
 - 2-2-1 知識が判定基準に満たないことが明らかになったとき。
 - 2-2-2 不正な行為を行ったとき。
- 2-3 既に技能審査員の認定を受けている者が認定を更新しようとする場合は口述試験の一部又は全部を省略することができる。

第3章 実技試験

- 3-1 実技試験の科目、実施要領及び判定基準は別表のとおりとする。
- 3-2 実技試験は、認定試験受験者が新規に認定を受けようとする場合は、当該教育と同等の教育を受けていると認められる者であって実地試験を受験する者を被審査者として技能審査を模擬させること（以下「模擬審査」という。）により行う。既に認定を受けている者であって認定を更新しようとする場合は当該教育を終了した者の技能審査を行わせることにより行うことを原則とする。
- 3-3 模擬審査又は技能審査において、審査の途中で被審査者が不合格と判定された場合又は当該被審査者が対象では認定試験受験者の実地審査を行う能力を確認できないときは、別の被審査者により審査を継続するか又はやり直しものとする。
- 3-4 実技試験において、認定試験受験者が次の各号の一に該当するときは認定試験を停止するものとする。
 - 3-4-1 能力が判定基準に満たないことが明らかになったとき。
 - 3-4-2 航空法等に違反する行為を行ったとき。
 - 3-4-3 他の者から助言又は補助を受けたとき。
 - 3-4-4 被審査者の航空法等に違反する行為を看過したとき。
 - 3-4-5 被審査者に助言又は補助を行ったとき。

3-4-6 その他不正な行為を行ったとき。

第4章 成績の判定

4-1 認定試験受験者が認定試験を辞退した場合又は「2-2」あるいは「3-4」

に該当するときは不合格と判定する。

4-2 別表に定める科目を終了し、判定基準に達しているときは合格と判定する。

附則（平成19年2月7日付け国空乗第491号）

1 施行期日

この基準は、平成19年3月1日から施行する。

附則（令和4年3月29日付け国空航第3037号）

1 施行期日

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

運航管理者に係る技能審査員

1. 口述試験

指定養成施設に係る法規類に関する知識、指定書・教育規程に関する知識、及び航空に関する知識を確認し、技能審査を実施するために必要な知識について判定する。

1-1. 指定運航管理者養成施設、指定書・教育規程に関する知識			
番号	科目	実施要領	判定基準
1-1-1	指定運航管理者養成施設規設類に係るする知識	<p>1 航空法及び航空法施行規則に係る次の事項について質問に答えさせる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 指定運航管理者養成施設の法的根拠 2) 技能審査の法的根拠 3) 国家試験免除の法的根拠 4) 受験資格の法的根拠及び入所要件の具体的な内容 <p>2 運航管理者養成施設指定申請審査要領に係る次の事項について、質問に答えさせる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 指定養成施設の指定の基準 2) 教育の内容及び方法 3) 指定の方法 4) 技能審査員の要件及び認定の方法 5) 隨時検査の目的及び方法 6) 指定養成施設の指定の取り消し 7) 技能審査員の認定の取り消し 	左記事項について正確に答えられること。
1-1-2	指定書・教育規程	<p>当該養成施設に係る次の事項について質問に答えさせる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 指定書の内容 2. 教育の内容及び方法 3. 訓練記録の内容及び記入方法 4. 教育の停止及び編入 5. 口述審査の内容及び方法 6. 実技審査の内容及び方法 7. 技能審査員の業務と責任 	左記事項について正確に答えられること。

1-2. 航空に関する知識

(目的)

技能審査に必要な航空に関する知識について判定する。

番号	科目	実施要領	判定基準
1-2-1	一般知識	<p>次のうち当該養成施設に関する事項について、質問に答えさせるか説明させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 航空気象 2. 航空工学 3. 航空法規 4. 航空航法 5. 航空通信 6. 航空施設 7. その他運航に必要な知識 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 実技審査において、適切な評価をするために必要な知識を有していること。 2. 適切な口述審査を実施し、評価するためには必要な知識を有していること。
1-2-2	航空機事項	<p>航空機に係る次の事項について、質問に答えさせるか説明させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 性能及び諸元に係る概要 2. 運用限界 3. 緊急時の援助の方法 4. 通常操作に係る概要 5. 諸系統及び諸装置に係る概要 6. その他必要な事項 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 実技審査において、適切な評価をするために必要な知識を有していること。 2. 適切な口述審査を実施し、評価するためには必要な知識を有していること。

2. 実技試験

技能審査を適切且つ円滑に行える能力について判定する。

番号	科目	実施要領	判定基準
2-1	実技審査法	当該養成施設の教育規程に定められた技能審査の方法に従い、認定試験受験者に模擬実技審査又は実技審査を行わせる。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 実技審査を円滑に行えること。 2. 技能審査員が行うよう定められた指示あるいは状況設定を適切に行えること。 3. 各科目の適否が判断できること。 4. 被審査者の技能の信頼性を適切に評価できること。 5. 実技審査の合否を適正に判定できること。
2-2	口述審査法	当該養成施設の教育規程に定められた技能審査の方法に従い、認定試験受験者に模擬口述審査又は口述審査を行わせる。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 質問の範囲が適切であること。 2. 質問の水準が適切であること。 3. 質問の技法が適切であること。 (記憶だけでなく、実際の運航に結びつく理解度を確認していること。) 4. 被審査者の解答について適否が判断できること。 5. 総合的な合否の判定を適正に行えること。 6. 審査全般の管理が適切に行えること。